

65歳未満の人の 新型コロナワクチン接種情報

市のワクチン接種の最新情報



市内高齢者の接種者数

(7月25日現在)

対象人数	1回目接種者数
約22,000人	17,626人(約80%)
	2回目接種者数
	11,498人(約52%)

予約受付のスケジュールについて

16歳~64歳の人に7月5日(月)からワクチン接種に必要な接種券を郵送しました。お手元に届いていない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

また、予約受付時期は、基礎疾患の有無や年齢などで異なります。詳しくは下の表をご覧ください。

※ファイザー社製ワクチンの接種対象年齢が12歳以上となったため、12歳~15歳の人への接種券を9月以降に順次郵送します。

年齢区分	予約開始受付時期	
	基礎疾患を有する人・高齢者施設等の従事者	左記以外の人
60歳~64歳	8月2日(月)~	8月2日(月)~
50歳~59歳		8月23日(月)~
16歳~49歳		9月6日(月)~
12歳~15歳	9月以降	9月以降

ワクチンパスポートの発行について

海外渡航の予定のある人で接種証明書(ワクチンパスポート)が必要な人は、次の書類を健康推進課窓口または郵送により提出してください。

必要なもの

- ①交付申請書(健康推進課窓口、市ホームページから入手可)
- ②パスポートの写し
- ③接種済証または接種記録書の写し
- ④本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証等)
- ⑤【郵送交付希望の場合は】返信用封筒(切手の貼付が必要)

※本人以外の申請の場合は委任状が必要です。証明書の発行には申請受付時から1週間程度要します。

接種予約の方法

①協力医療機関(個別接種)

直接、接種希望の協力医療機関へ予約してください。※予約枠の空き状況は各協力医療機関で異なるため、各協力医療機関のホームページ、または診療時にご確認ください。

※接種可能な協力医療機関は、新型コロナワクチンナビ(右のQRコードからアクセス可)またはコールセンターで確認してください。



②集団接種

京都八幡病院と八幡中央病院の2会場で市の集団接種を実施します。

京都八幡病院会場

(住所:川口別所61)
接種日時
8月23日(月)以降の
月曜~金曜日
午後1時~3時

八幡中央病院会場

(住所:八幡五反田39-1)
接種日時
9月1日(水)以降の月曜、
水曜~土曜日
午後2時~、午後2時45分~
※土曜日のみ、午後1時~、
午後1時45分~

電話予約

市のコールセンター(☎0570-056-786)へ電話してください。受付時間:午前9時30分~午後4時30分(土・日・祝日も対応可)

インターネット予約

8月2日(月)午前9時30分から受け付けを開始します。

URL(<https://jump.mrso.jp/262102/>)または右のQRコードからアクセスし、予約してください。

※電話、インターネットともに接種日の3日前までに予約してください。



③自衛隊大阪大規模接種センター

国が運営する大規模接種センターでの接種を希望される場合は、専用サイトで予約枠の空きをご確認の上、予約してください(右のQRコードから予約システムにアクセスできます)。



☎八幡市新型コロナワクチンコールセンター(☎0570-056-786)

ワクチン接種後も 感染予防対策を!

本市の新型コロナウイルス感染症PCR検査陽性者数は、5月下旬以降減少傾向にあり、中でも60歳代以上の人の感染者が減少しています。

しかし、京都府内では感染力が強いとされている変異株による感染も確認されており、感染再拡大が懸念されています。

さらに、梅雨も明けて、本格的な夏を迎えています。地域間の往来により人流が増えることで人との接触機会が増え、これまで以上に感染リスクが高まることも考えられます。

本市のワクチン接種も7月中旬に65歳以上の高齢者の約8割が1回目の接種を終了する見込みです。そして、8月から65歳未満の人の接種がスタートしますが、ワクチン接種が他の人への感染をどの程度予防できるかは、まだ十分にわかっていません。

そのため、市民の皆さんには、引き続き感染対策の3つの基本「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いの励行」を実践いただきますよう、ご協力をお願いいたします。



身体的距離の確保



マスクの着用



手洗いの励行

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書を全国のコンビニ等で取得できます。

コンビニで税の証明が取得できます

▼サービスの利用時間
午前6時30分~午後11時(土・日・祝日含む)

▼交付手数料
1通300円

※12月29日~1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

税証明の窓口交付には 本人確認書類が必要です

第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、個人情報の保護を図ることを目的に、窓口で書類提示による本人確認を行っています。

税証明の交付申請時には、次のいずれかの本人確認資料(郵送請求の場合は写し)を持参してください。

- ①マイナンバーカード、免許証など官公庁が発行した顔写真付証明書を1点
- ②健康保険証、介護保険証、年金手帳等のうち2点
- ③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と②の書類のうち1点

☎税務課市民税係(☎983-1113)

市・府民税(第2期分)国民健康保険料(第3期分) の納期限は8月31日

市税等は行政サービスを提供するうえで大切な財源です。納期限までに市役所、市税取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)で納付してください(市税取扱金融機関およびコンビニは、納付書の裏面に記載しています)。

納期限までに納付されず滞納となった場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付後、京都地方税機構に徴収権限を移管します。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。

引き落としを希望される月の前月15日までに、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)または税務課収納係へご提出ください。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。
☎税務課収納係(☎983-2481)

認定長期優良住宅を新築で 固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、1戸当たり120平方メートル(居住部分に限る)を上限に固定資産税額の2分の1を減額します。

▼住宅の種類

- ①令和4年3月31日までに新築されたもの
- ②京都府知事の認定を受けていること
- ③併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること
- ④床面積が50㎡以上(併用住宅の場合は、居住部分の床面積が50㎡以上)280㎡以下であること

▼減額期間

新築の翌年度から5年間(3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間)。

▼手続き

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示(郵送の場合は写しを添付)してください。

※一般の新築住宅の減額措置と重ねて受けることはできません。詳しくはお問い合わせください。
☎税務課資産税係(☎983-2480)